

# 市政ニュース

昭和47年12月15日 294号  
毎月 1日・15日発行 一部4円  
発行所 五所川原市役所



師走の街は雪の章  
神と仏の日本へ  
シングルベルが鳴りひびき  
きよしこの夜がやってきた  
キリストさんはどんなひと  
坊やはババにたずねてる  
ほっぺのケーキふきながら  
ママがうたって聞かす歌  
ツリーへ託した願いごと  
サンタのおじさんくるだろうか  
こどもはいつか夢の中  
このしあわせがいつまでも  
星に祈ってみましょうよ

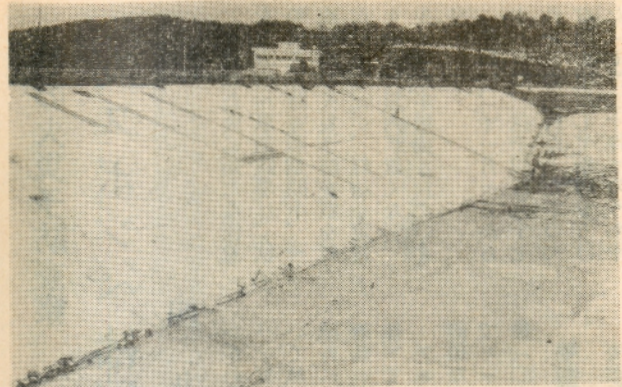
## 洪水防止、農業用水に

## 飯詰ダム貯水始める

### 明年3月すべて完成

飯詰川流域の洪水を防ぎ上水道や農業用水を確保するため昭和四十五年四月から着工していた県営飯詰ダム建設は、ダムの本体工事が完成し十二月中旬から貯水を始めます。多目的ダムである飯詰ダムは、総建設費十一億六千万円を投じ、昭和四十四年四月から基礎工事に着手していたもので、付帯工事の終わる四十八年三月にはすべて完成します。

### 一万六千四百人に給水



※ 暴れ川もこれで安心です

ダムは「中心コア型アーチダム」形式で、規模は堤防の高さが三十八呎(堤頂標高八二呎) 堤防の長さは二百三十四呎(堤頂中八呎)あります。ダム貯水池の集水面積は十一・六八平方呎(たん水面積〇・二四平方呎)で常時満水位は七十三・二

〇呎(標高)になり、総貯水量は二百三十八万立方呎です。

ダムの完成によって年平均均六千八百七万余円にのぼる洪水の被害を防げるほか一日当たり三千七百九十二立方呎の上水道用水を利用して毎日一万六千四百人に給水できます。またかんがい用水として四十万立方呎を確保し飯詰川流域の七百九十六・三畝の水田をうるおします。

ところで洪水調節を行なうためダムから放流する場合、沿岸住民へお知らせする警報サイレン塔を飯詰橋下流、毘沙門小学校、旧十川との合流地点の三カ所に設置しています。この警報サイレンは、十二月中旬か

## 危い!!

### ダムの放流による増水に注意

この川の上流に飯詰ダムがあり、ときどきダムに貯った水を流し、この川の水が急が増えることがありますから注意して下さい。また、ダムに貯った水を流すときは、左記のとおりサイレンを鳴らして知らせますので、そのときには、危険ですから川原に降りないで下さい。

サイレン 約一分 休止 約一分

飯詰ダム管理事務所

### 豚舎などの設置届出を

水質汚だく防止法施行令(第五、六条)の一部改正により家畜の多頭飼育農家は県に「特定施設設置届出書」を提出することが義務づけられました。対象になるのは豚十頭、牛、馬それぞれ五頭以上飼育している農家で、五所川原保健所に提出してください。用紙は当保健所にあります。



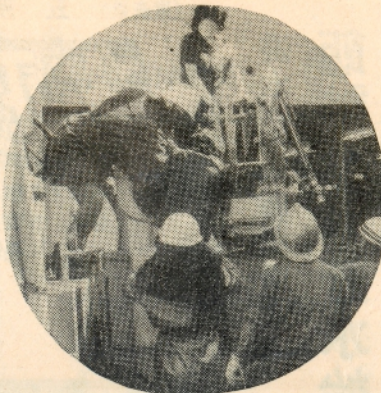
# 秋の火災予防査察 ガスボンベは屋外に

## 四二九件を指摘

慣れた火に新たな注意を。五所川原消防署は、秋の火災予防運動期間中、一般家庭の火災予防査察を行ないましたが、灯油を定量を越えて屋内に置くなど、多くの点が指摘されています。

査察は、十一月一日から十八日間、三千四百八十七件を対象に行なったもので、灯油を使用して指導をうけた(七百二十件)のうち十八(一斗)カンドと五カ

ンまで置ける灯油をドラムカンごと裏口通路に置くなど、四百八十六件の定量外設置が指摘されています。灯油を屋外に置く場合は建物から離し、ドラムカンの周囲に二層の空間をおきさらに消防署に届出が必要ですが、これが守られず三百二件の違反が指摘されています。再三の査察指導に



かわらず、相変わらずプロパンガスボンベを屋内に置いており(四百二十九件)屋外に出しても直射日光や雨風にさらし(三百八十二件)ています。

プロパンガスのホースの破損など不備(七十八件)でコック不足など器具の不備(二十一件)もあります。

地震はまず消火を  
査察結果などについて、市消防本部斎藤一二三消防長は「これから冬の間、各

## 飲酒運転は絶対しない、させない

五所川原警察署、同交通安全協会、五所川原地区消防本部交通防災対策室は、十二月二十二日(金)から三十一日(日)までの十日間を年末交通安全運動期間に定め「飲酒運転は絶対しない、させない」運動を展開します。

飲酒運転は絶対しない  
▽宴会や懇親会などには車を運転してはならない  
▽運転する時は、たとえ一滴でも酒は飲まない  
▽車を運転

種暖房器具が使用される機会が多く指摘されたことを早急に改善して火災防止に全力をあげてください。とくに最近ひんばんに地震を感じるようになり有事に備えてください。クグラックときたらまず石油ストーブ類の火を消し、倒れないようにしガスの元栓を締め、電気のスイッチを切る。あわてて外に飛び出すと上から看板などが落ち危険ですので、まず安定した机やベットのなどに身を寄せ、次の行動を考える。

激しい振動は約一分前後であるので、火災はボヤのうち消しとめ、行動ができるようになったら、まず石油類の火災から消すよう心して行つた先で酒を飲んだときは、タクシーなどで帰る。

▽祝い酒なども、車を運転するときは飲まないで持ち帰る。主催者もその配慮をする。飲酒運転は絶対させない  
▽車を運転してきたお客さんには酒をすすめない  
▽酒を飲んでいる者には車を貸さない  
▽会議や集会のおと、懇親会などで酒を出す予定がある時に通知状にそのことを付記する

▽酒を飲んでいる者が車を運転しようとする時はエンジンキーを預り、タクシ

がけてください。また避難のときは、持物を最少限にし、せまい路地へいざわ、がけや川べりには近寄らないようにしましょう。

山津波やがけ崩れ、地すべりにも注意すること。余震は本震より小さいのが普通ですので恐れることなくわれがちの行動は混乱をおこすもなので慎しみ、おちついて、行動は迅速にしてください

市政ダイヤル  
その日の  
行事や予定は  
でんわ⑤4321

ーなどで帰す

年末年始の窓口は  
市本庁、各支所、市民文化会館、中央公民館(図書館)、三道会館、国連青少年の家、老人憩の家は十二月二十九日(金)～一月三日(水)まで休みます。

ただし本庁窓口サービス課、税務課、水道課(水道の故障はいつでもよい)会計課(現金支払い業務は除く)は十二月三十日(土)午前まで窓口業務を行ないません。

西北中央病院(敷島分院とも)

▽十二月二十八日(木)午後休  
▽十二月二十九日(金)全休  
▽十二月三十日(土)午後休み  
▽十二月三十一日(日)～一月三日(水)全休  
▽一月四日(木)午後休み

## ゴミの収集は

年末は平常どおり収集にあたりませんが、一月一日～三日までは年始のため休むこととなります。四日からは平常どおり収集します。

## お茶の間からの提言



おたすね

市の窓口で諸手続きをする場合、私どもとしよりは思うように書

けないので代書人をお願いください。

## おこたえ

市民の皆さんが市に提出(届出)の書類は出生届に始まり死亡届にいたるまでまた各種の証明や手続きなどさまざまあります。市としてはその場合、個人の財産に重大な影響をおよぼす

可能性のある印鑑証明書および資産証明書交付は代理人申請の委任状の記載など特殊のものを除いては文字の読み書きのできない方、あるいは記載要領の理解できない方には受け付け先の係員にお申しつけてください。いつでも代書してあげております。





五所川原市中央通り商店街振興組合(三上善三郎理事長、加盟三十九店)が寺町、柏原町通りに建設していたアーケードが完成し、十一月二十五日落成式を行いました。

さる九月初旬から総工費三千万円で工事をすすめていたもので、総延長は三百七十四メートル、歩道巾二・三〇メートル三筋の鉄骨構造で歩道には本町通りと同じカラー歩道盤を使用しております。

市内での商店街アーケード

ドを建設しており、旧市内のメインストリートも一連のアーケード建設で衣替えしました。

年賀はがき  
15日から引受

年賀状は十二月二十二日までお出しください。年賀状の取り扱いには十二月十五日からです。十七日の日曜日にご家族そろって「年賀状を書く日」と決めておきましょう。

△郵便番号は住所の一部です。  
年賀状には必ず郵便番号をお書きください。あなたの住所の郵便番号もお忘れなく。

△郵便番号により送り先へ区分けされますので番号を書けないものはおそくなる場合があります。

生活環境パトロール本部  
住みよい  
環境づくりに

でんわ⑤1414

ドは五所川原市本町商店街振興会(越谷喜明理事長、加盟六十一店)が、すでにさる八月初旬、四千万円の工費で六百四十メートル均三筋巾(高さ三・三五メートル)の歩道を完成させており縦横四十五度の雪に滑らない緑、白など四種類のカラー歩道盤を敷き詰め、そのカラフルな色彩は顧客から好評を得ております。

また四十一年に大町銀座振興組合(石井征次郎組合長、加盟七十七店)が延長八百メートルにわたってアーケード

△郵便番号は必ず郵便番号をお書きください。あなたの住所の郵便番号もお忘れなく。

△郵便番号により送り先へ区分けされますので番号を書けないものはおそくなる場合があります。

老人(70歳以上)医療費の  
受給者証の交付について

48年1月1日から発足する老人医療費の無料化にともなう受給者証を次の日程で交付します。必ずで保険証と印鑑を持参のうえ指定の場所で必ず交付を受けてください。また申請手続きなど詳しくは当日指定の場所でご相談ください。

地区	場所	日	時
栄地区(湊地含む)	栄支所	12月21日	午前9時から午後1時まで
梅田、中泉	梅沢支所	12月21日	午後1時から午後3時まで
七和地区	七和支所	12月22日	午前9時から午後1時まで
長橋地区	長橋支所	12月22日	午後1時から午後3時まで
松島地区	松島支所	12月22日	午後3時から午後4時まで
松島団地	管理事務所	同上	午後4時から午後5時まで
飯詰地区	飯詰支所	12月22日	午後1時から午後3時45分まで
毘沙門地区	毘沙門支所	12月23日	午前9時から午前11時30分まで
中川地区	中川支所	12月25日	午前9時から午後3時30分まで
三好地区	三好支所	12月25日	午前9時から午後3時30分まで
栄町、田町、元町、大町、本町、岩木町、蓮沼、柳町、新三ツ谷、鎌谷、八重、森	本庁(A)	12月26日	午前8時30分から午後4時まで
弥生町、布屋町、本町、大町、ひな島、旭町、敷、錦島、町、末広、平町、平井、平井、中平、井、下、新宮、橋元、新宮	本庁(B)	同上	
上町、つぎ、橋元、新宮、長新地	本庁(C)	同上	

心の花だより

太宰治が昭和十四年に発表した「富嶽百景」のなかで、「それは仲秋のある日に...」それは仲秋のある日に乗合バスの女車掌が声をよく見えます。と車内の乗客に呼びかけ、皆その方に目を向けたのに、たまたま一人の老婆だけが富士にはてんで目もくれず、富士とは反対側の小路に沿った断崖

をじつと見つめていた。「おや、月見草。」そう言つて、細い指でもって、路傍の一箇所をゆびさした。

ツキミソウ  
(アカバナ科)

さつとバスは過ぎてゆき私の目には、いま、ちらつとひとめ見た黄金色の花ひとつ、花弁もあざやかに消えず残った。...という一節があります。

富士山よりも心をひきつけた月見草です。文学愛好者にはこの目で見なければならぬ植物のひとつになってしまっているようです。

太宰の文章でいう月見草は、五所川原市内のあちこの路傍、あき地で見ることができるといいます。

市民弓道教室  
毎週火曜日

市教育委員会主催の第五回「市民弓道教室」は十二月十二日から四十八年四月十二日まで毎週火曜日、午後七時から午後九時まで三道会館で開かれていますのでお気軽に参加してください。

三道会館弓道場は屋内弓道場で、冬の風雪にも関係なくやれる道場です。老後の健康に、若い人の体力づくりにご参加ください。



# 豊かな老後は、 農業者年金から 加入のおすすめ

「明るく、豊かな老後」を築くために、市では農業者年金の加入をすすめています。この年金は、農業者や農業関係者の要望でつくられた制度のため、年間労働時間が七百時間以上（と五十アール以上の農業経営の後継者は希望によって加入できます。保険料は、月額七百五十円ですが、二年以上さかのぼって納めることができまので、加入の手続きが遅れると年金を受けられない場合もあります。

## 離農給付金も 交付されます

離農するまで、引き続き五年以上農業を続けてきた二十歳以上の農業経営主で自分名義の自作地（三十アール以上）、小作地すべてを農耕目的として処分したときは「離農給付金」が交付されます。この場合、五十アール未満を自家菜園として手許に残すことはかまいませんが、処分の相手方は第三者（同一世帯以外のもの）に限られます。

## 後継者は 任意加入を

また、国民年金に加入している五十五歳未満で、三十アール（三反八歩）以上五十アール未満の農業経営主（農業経営に投下される

## 年金をもらうため最低限必要な 被保険者資格期間と保険料納付期間

年	月	日	～	年	月	日	までの間に生まれた者	年								
大正	5	年	1	月	2	日	～	大正	10	年	1	月	1	日	までの間に生まれた者	5
大正	10	年	1	月	2	日	～	大正	11	年	1	月	1	日	〃	6
大正	11	年	1	月	2	日	～	大正	12	年	1	月	1	日	〃	7
大正	12	年	1	月	2	日	～	大正	13	年	1	月	1	日	〃	8
大正	13	年	1	月	2	日	～	大正	14	年	1	月	1	日	〃	9
大正	14	年	1	月	2	日	～	大正	15	年	1	月	1	日	〃	10
大正	15	年	1	月	2	日	～	昭和	2	年	1	月	1	日	〃	11
昭和	2	年	1	月	2	日	～	昭和	3	年	1	月	1	日	〃	12
昭和	3	年	1	月	2	日	～	昭和	4	年	1	月	1	日	〃	13
昭和	4	年	1	月	2	日	～	昭和	5	年	1	月	1	日	〃	14
昭和	5	年	1	月	2	日	～	昭和	6	年	1	月	1	日	〃	15
昭和	6	年	1	月	2	日	～	昭和	7	年	1	月	1	日	〃	16
昭和	7	年	1	月	2	日	～	昭和	8	年	1	月	1	日	〃	17
昭和	8	年	1	月	2	日	～	昭和	9	年	1	月	1	日	〃	18
昭和	9	年	1	月	2	日	～	昭和	10	年	1	月	1	日	〃	19
昭和	10	年	1	月	2	日	以降に	生まれた者	20							

保険料納付済期間	農業者年金の保険料納付額 月750円 年間9,000円	1年間の年金支給額					計 (イ)+(ロ) +(ハ)+(ニ)	農業者・死亡一時金
		60歳～64歳		65歳以後				
		農業者年金 経営移譲年 金	農業者年金 移譲年 金	農業者年金 移譲年 金	国民年金 所得比例給付 額	国民年金 定額給付 額		
5年の場合	45,000円	96,000円	9,600円	12,000円	10,800円	72,000円	104,400円	50,000円
6	54,000	102,400	10,240	14,400	12,960	74,400	112,000	65,000
7	63,000	108,800	10,880	16,800	15,120	76,800	119,600	80,000
8	72,000	115,200	11,520	19,200	17,280	79,200	127,200	95,000
9	81,000	121,600	12,160	21,600	19,440	81,600	134,800	110,000
10	90,000	128,000	12,800	24,000	21,600	84,000	142,400	125,000
11	99,000	134,400	13,440	26,400	23,760	86,400	150,000	140,000
12	108,000	140,800	14,080	28,800	25,920	88,800	157,600	155,000
13	117,000	147,200	14,720	31,200	28,080	91,200	165,200	170,000
14	126,000	153,600	15,360	33,600	30,240	93,600	172,800	185,000
15	135,000	160,000	16,000	36,000	32,400	96,000	180,400	200,000
16	144,000	166,400	16,640	38,400	34,560	98,400	189,400	215,000
17	153,000	172,800	17,280	40,800	36,720	103,680	198,480	230,000
18	162,000	179,200	17,920	43,200	38,880	107,520	207,520	245,000
19	171,000	185,600	18,560	45,600	41,040	111,360	216,560	260,000
20	180,000	192,000	19,200	48,000	43,200	115,200	225,600	275,000
25	225,000	240,000	24,000	60,000	54,000	134,400	272,400	350,000
30	270,000	288,000	28,800	72,000	64,800	153,600	319,200	425,000
40	360,000	384,000	38,400	96,000	86,400	153,600	374,400	560,000

(注) 国民年金の定額給付(ニ)は、昭和36年度発足のため保険料納付済期間に10年分を加えて計算されています。年金支給額は将来、国民の生活水準などに合わせて改定されることになっています。

**「免税軽油の申請受付」**  
五所川原県税事務所は、昭和四十八年に使用する農業用免税軽油の申請を四月十一日までの三日間受け付けます。  
個人、共同使用とも申請に必要な諸用紙は各農協にありますのでご利用ください。また免税証の交付は、数量が決まりしだい送付します。郵送料(書留)百二十円をそえて農協または販売店を経由して申請してください。

人口の動き   
(11月30日現在)

総人口	51,921人
男	25,035人
女	26,886人
世帯数	13,661世帯

住民基本台帳から

「免税軽油の申請受付」  
なお申請種類など詳しくは当県税事務所課税課、軽油引取税係、電話⑤二五四九番へおたずねください。